

府共第209号-3
令和8年4月10日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長

令和8年度「男女共同参画週間」の実施について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深めることを目的として、平成13年度より毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しております。

今年度は、別紙の実施要綱により各種行事等を実施することといたします。

つきましては、本週間の趣旨に御賛同いただき、週間の行事等に格段の御協力を賜りますとともに、関係する機関・団体がございましたら、周知方よろしく願い申し上げます。



令和8年度「男女共同参画週間」実施要綱

（ 令 和 8 年 4 月 10 日
男女共同参画推進本部長決定 ）

1 目 的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

令和8年6月23日（火）から6月29日（月）までの1週間

3 主 唱

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 実施事項

- (1) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (2) 本年度は、「あなたらしさが、社会のチカラ」というキャッチフレーズのもと、地方公共団体及び関係機関・団体等と協力し、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。